

第7章 計画の推進にあたって

【1】計画の推進体制

1. 土佐市と社会福祉協議会との連携強化

本市が策定する本計画（土佐市地域福祉計画）と、社会福祉協議会が策定する「土佐市地域福祉活動計画（第6章）」は、地域の現状と課題から導き出された施策展開の考え方を共有し、一体的に策定されています。

社会福祉協議会は、本市の地域福祉活動、ボランティア活動における中核的な役割を果たしており、今後とも本市と、より密接な施策推進体制を強化していきます。

2. 参画と協働による推進

本計画は、基本理念「～地域で見守り支え合う ふれあいと福祉のまち 土佐～」の実現をめざして、住民、関係機関・団体、事業者、市の協働により取り組んでいくものです。

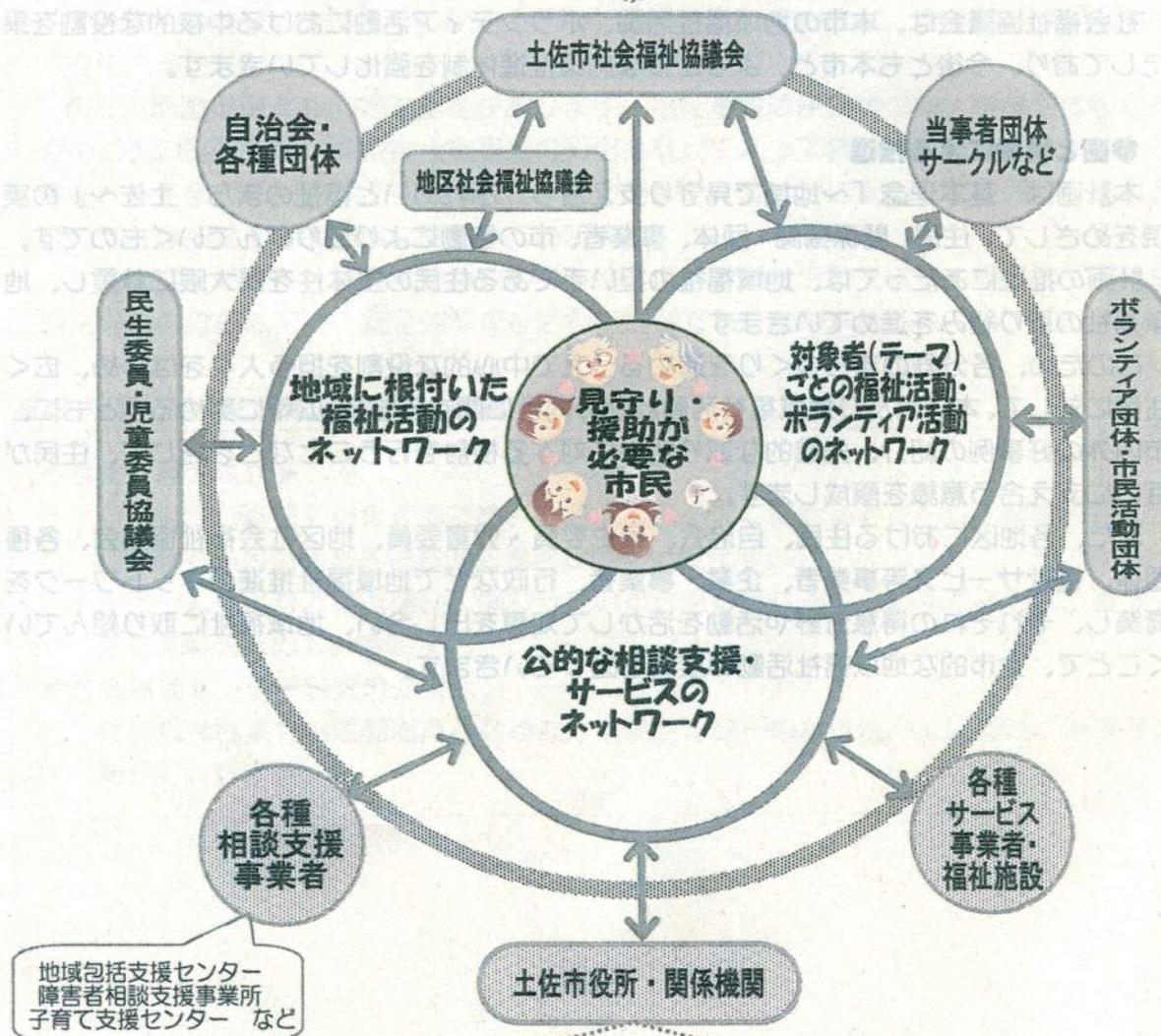
計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民の主体性を最大限に尊重し、地域福祉の取り組みを進めていきます。

このため、各分野のまちづくりを進めるうえで中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民に対して、本計画及び地域福祉活動計画の内容に関する普及・広報に努めるとともに、市内外の好事例の紹介、先進的な取り組みに対する検討を行うことなどを通じて、住民が互いに支え合う意識を醸成します。

また、各地区における住民、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、各種団体、福祉サービス等事業者、企業・事業者、行政などで地域福祉推進のネットワークを構築し、それぞれの得意分野や活動を活かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を図っていきます。

自助・共助のネットワーク

- あいさつ運動
- 日常的なふれあい・支え合い
- 要援護者への声かけ・見守り
- 身近で気軽に相談できる場
- 地域における福祉拠点づくり
- みんなで考え、みんなで取り組む体制づくり



- 各地区福祉活動、ボランティア活動等の促進
- 個別計画によるサービス実施
- 全市的な相談支援体制の充実
- 保健福祉サービスの利用推進、連絡調整
- 人材確保・養成、活動拠点の確保支援
- 住民に対する広報・啓発の推進
- 社会福祉協議会及び地域福祉活動計画との連携

地域福祉計画の推進

3. 計画の担い手と役割

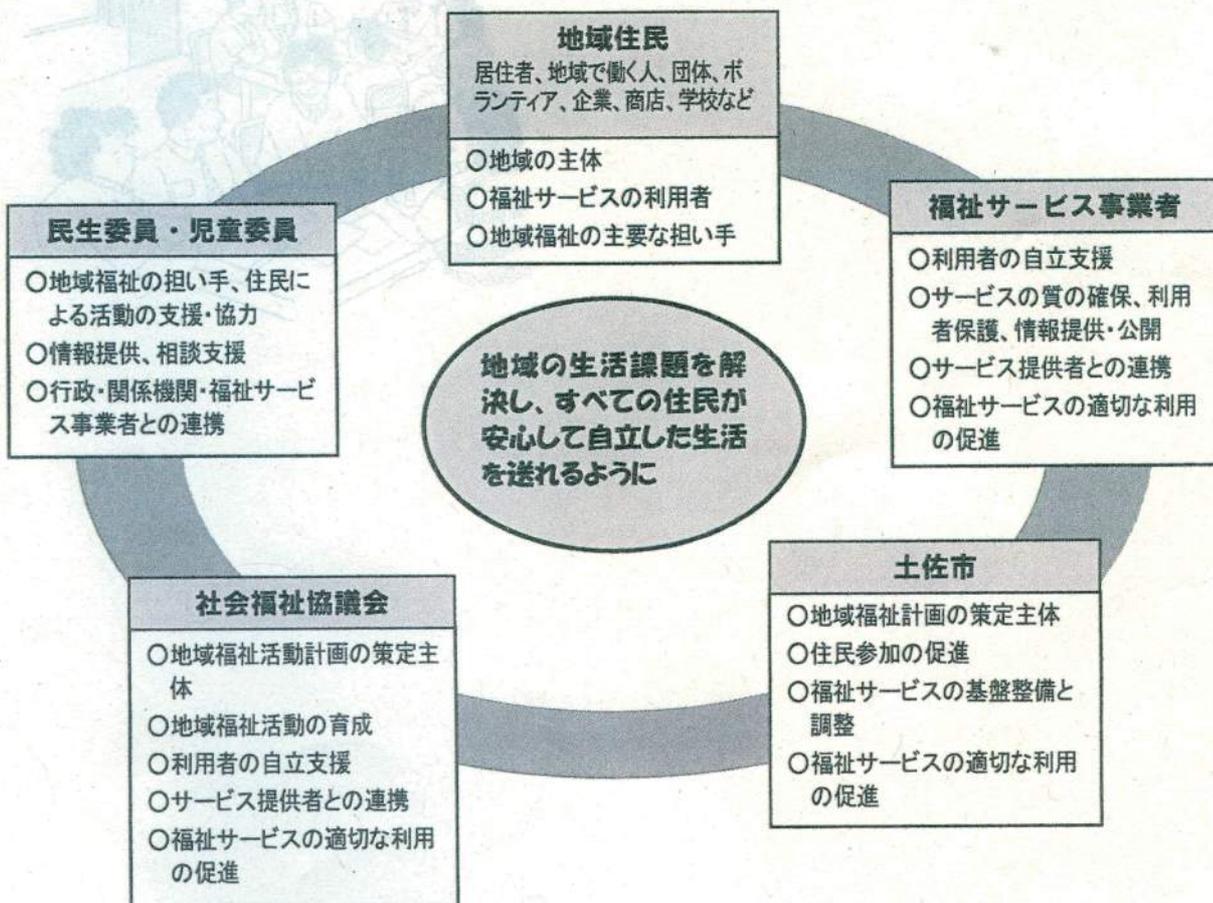
本市及び社会福祉協議会は、本計画及び地域福祉活動計画の策定主体であり、地域福祉に関わる住民参加を促進するとともに、地域における福祉サービスの基盤整備と調整、福祉サービスの適切な利用を促進する役割や、地域福祉活動、ボランティア活動における中核的な役割を担っています。

住民一人ひとりは、地域の主体として、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の主要な担い手として活躍することが期待されます。

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、常に住民の立場に立って身近な福祉の相談に応じ、必要な情報の提供などの支援を行うとともに、関係機関や行政と連携・協力などの役割を担っています。

市内で福祉サービスを提供する事業者等（相談支援機関を含む）は、福祉サービスの提供によって利用者の自立を支援するとともに、サービスの質の確保や、他のサービス事業者との緊密な連携を取ることなどが求められます。

◆計画の担い手の役割分担イメージ◆



4. 土佐市における推進体制

本計画は、何らかの支援を必要としている人々に関わる施策をはじめ、健康づくり、医療、福祉、教育・学習、就労・雇用、交通、生活環境など様々な分野にわたります。

このため、庁内の関係各課、社会福祉協議会事務局との緊密な連携・情報交換などに努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

健康づくり計画の推進体制

